市民農園　各市の状況（平成28年4月時点）

資料8

区市町名	民・区民農園の	区画数	一区画当たり面積	利用期間	利用者負担金	集計用	附帯設備等	イベント等の開催	その他
西東京市	5箇所	363区画	12～15㎡	23か月 （4月1日から翌々年の2月末日まで）	年額1,500円＋年額2,250円（平成27年度利用者分から） （水道料金実費相当分の負担として）	2,250	水道、シャベル等、若干の農機具 （農機具は、原則、利用者が用意することとしている。）	なし	利用者からは、農機具等の整備要望がある。 近隣より、利用者マナーに係る苦情（早朝夜間の利用に係る騒音、違法駐車等）がある。 肥培管理の行き届かない利用者の問題がある。
あきる野市	10箇所 （市設置3カ所、農協設置7カ所）	445区画 （市設置226区画、農協設置219区画）	20～100㎡ （市設置は20㎡のみ）	3年間、1年間 （市設置3年間、農協設置1年間）	年額7,200円～30,000円 （市設置7,200円、農協設置15,000～30,000円）	7,200	市：指導員、貸出農具、小型耕運機他 農協：指導員、水道、シャワー、更衣室他	講習会、産品展示会 （市設置分のみ。展示会は産業祭農産物品評会場に展示。）	
稲城市	9箇所	302区画	15㎡	2年間	年額6,000円	6,000	なし	なし	
羽村市	6箇所	220区画	20㎡	23か月	年額4,000円	4,000	水道	なし	
国分寺市 ※26.6月時点	5箇所	422区画 （16㎡（260区画）／20㎡（162区画））	16㎡or20㎡ （3農園：16㎡／2農園：20㎡）	22ヶ月 （4月～翌々年1月末）	年額4,800円or6,000円 （月額400円（16㎡）×22ヶ月／月額500円（20㎡）×22ヶ月）	5,400	水道，簡易トイレ	なし	名義貸しやグループ使用等の問題が常時発生している。また，一部使用者による隣接集合住宅等のごみ集積所への不法投棄による苦情有り。現場の維持・管理を行う事業協力員（団体）の創設を検討中。
国立市	19箇所	744区画	8～30㎡	1～2年間	年額18,000円もしくは無料 （国立市高齢者支援課にて開設している高齢者レジャー農園に関しては無料で貸し出している。）	18,000	小農機具、水道、駐車場、小屋、トイレ、休憩所等	なし	
狛江市	9箇所	415区画 （一般区画297区画、シルバー区画113区画、生ごみ堆肥区画3区画、福祉区画　2区画）	13～15㎡	24ヶ月 （一回に限り更新できる。（ただし、1農園を除く）更新時の利用期間は23ヶ月）	年額4,550～7,500円 （一般区画　500円/㎡、シルバー区画　350円/㎡）	6,025	水道施設	なし	近隣より、利用者マナーについての苦情（早朝、土日祭日の騒音等）
三鷹市	7箇所 （高齢者用：5箇所、一般用2箇所）	578区画 （高齢者用：443区画、一般用135区画）	10㎡,25㎡ （高齢者用：約10㎡、一般用：25㎡）	22～35か月 （高齢者用：35ヵ月、一般用：22ヵ月）	高齢者用：年額4,000円 一般用：年額18,000円	18,000	水道、トイレ、駐輪場、倉庫（農器具あり） （数には限りががるが、基本的な農機具（鍬、鋤、バケツ、スコップ、ジョウロ等）は揃っている	なし	
小金井市	5箇所 （市民農園：3農園　高齢者農園：2農園）	267区画	12㎡、6㎡ （市民農園：12㎡　高齢者農園：6㎡）	24ヶ月（承認を受けた日以後の最初の4月1日から翌々年の3月末日まで）	年額4,800円もしくは無料 （市民農園：4,800円　高齢者農園：無料）	4,800	水道、シャベル等、若干の農機具 （農機具は、原則、利用者が用意することとしている。）	なし	利用者からは、農機具等の整備要望がある。近隣等から利用者マナーに係る苦情（早朝夜間の利用に係る騒音、違法駐車等）がある。肥培管理の行き届かない利用者の問題がある。残渣について、区画外への不法投棄や区画内に埋める利用者が多く対応に苦慮している。
小平市	4箇所	768区画	10、20㎡ （1区画10㎡の菜園が3か所、1区画20㎡の菜園が1か所）	2年間 （3月1日から翌々年の2月末日まで）	年額6,000～12,000円 （10㎡：6,000円、20㎡：12,000円　27年度に金額を見直し、固定資産税相当額とした。）	9,000	水道、トイレ、若干の農機具 （トイレ、若干の農機具は2菜園のみ（元は高齢者用の菜園だったところで、当時の残り）。農機具は、利用者が用意することとしている。）	なし	
昭島市	2箇所	43区画	20・25㎡	22か月 （4月1日から翌々年の1月末日まで）	年額14,400～18,000円 （20㎡月1200円　25㎡月1500円）	16,200	水道、シャベル等 （農機具は、原則利用者が用意）	なし	肥培管理や雑草の処置についての苦情がある。
清瀬市	3箇所	169区画	20㎡	35ヶ月 （2月に希望者多数の場合公開抽選を行い、3月に農園の整備を行う。4月から利用開始。）	年額15,600円	15,600	水道、簡易トイレ、農具 （スコップ、レーキ、クワなどプレハブ倉庫に保管しており、自由に使えるようになっている。）	講習会 （4月に農業委員が講師となり、利用者を対象に講習会を行っている。）	一部で利用が滞っている区画があり、近隣の利用者から雑草等の苦情が出ることもある。使用辞退者が出た際に、補欠者を線上当選とし利用していただいているが、時期によってはなかなか埋まらないことがある。
青梅市	16箇所	842区画	約15㎡	33か月 （4月1日から翌々年の12月末日まで）	年額3,300円（1、2年目）、2,400円（3年目）	2,850	なし	なし	利用者からは、耕作した野菜の盗難について苦情がある。 近隣より、利用者マナーに係る苦情（路上駐車、砂ぼこり、音・匂いなど）
多摩市	7箇所	386区画	10㎡～20㎡	35ヶ月 （3年ごとに更新。現在の貸し出し期間は平成28年4月～平成31年2月まで）	年額6,000円（10㎡）～12,000円（20㎡） （管理料として年度毎に納	9,000	なし	なし	利用者からは、駐車場や水道等の整備要望がある。 近隣より、利用者マナーに係る苦情あり（違法駐車等）
町田市	3箇所 （市営市民農園は計3箇所　その他農協が実施主体のものが1箇所あり）	146区画	30㎡（137区画） 40㎡（7区画） 20㎡（2区画）	2年11ヶ月	年額12,000円（20㎡）、18,000円（30㎡）、24,000円（40㎡）	15,000	水道、トイレ、農具倉庫、休憩設備（ベンチ、休憩室等） （農機具は、原則、利用者が用意することとしている。）	なし	近隣より、利用者マナー（違法駐車等）や砂ぼこりなどへの苦情がある。 野菜の盗難についての利用者の苦情がある。 農具の補充についての要望が寄せられている。 肥培管理の行き届かない利用者の問題がある。 施設や農具の老朽化が進んでいる。
調布市	13箇所	706区画	15㎡，21㎡	最大2年11か月	年額6,000～8,400円 （15㎡月500円、21㎡月700円）	6,000	水道，日よけ	なし	近隣住民から利用者マナーに関する苦情（早朝夜間の利用に係る騒音，違法駐車，ごみ捨て等）や，肥培管理の行き届かない利用者の問題などがある。
東久留米市	9箇所	598区画	16㎡	33か月 （今回は、平成26年4月1日から平成28年12月31日まで）	年額6,000円 （1・2年目は6,000円（500円×12か月）3年目は4,500円（500円×9か月））	6,000	水道、物置等 （附帯設備は農園により異なる。また、市が設置したものと利用者が設置したもの等があり、設備の管理や把握が現在課題となっている。）	・品評会※1 ・収穫祭※2 （※1　毎年11月に行われる市民みんなのまつり（農業祭）において実施している。） （※2　各農園の利用者によって農園ごとに開催される。）	
東村山市	3箇所	211区画	30㎡	4月から翌々年の3月末 （24か月） （2年契約で1回更新可。最長4年間利用可。）	年額18,000円 （1,500円×12か月）	18,000	水道、シャベル等、若干の農機具 （農機具は、原則、利用者が用意することとしている。）	なし	明確な使用者の定義がなく名義貸しの利用者をどう判断するか困難であるのが現状です。
東大和市	4箇所 （平成26年6月1日より、4つ目の市民農園を開設）	226区画 （平成26年6月1日に新たに市民農園を開設したことにより、35区画増える）	15または30㎡ （158区画は15㎡、68区画は30㎡）	原則2年間 （年度の途中から利用する場合は翌年度末まで。2年の利用期間の終了を迎える際に更新ハガキを送付する。 更新すればさらに2年間利用することができ、最大4年間利用することができる。）	年額10,800～36,000円 （原則4月に1年分を一括支払い。30㎡の区画は月額3,000円（農機具の貸出し等があるため））	23,400	水道、堆肥醗成場、農機具の貸出し （堆肥醗成場、農機具の貸出しがあるのは30㎡の区画のみ）	なし	使用料を支払っているが耕作をしない利用者が何名かおり、利用者、待機者からの苦情がある。 駐車場がないため、違法駐車がみられる。
日野市	11箇所	664区画	20㎡	22ヶ月 （4月1日から翌々年の1月末日まで）	年額6,000円 （農業者が運営する農業体験農園及び、NPO法人等が運営する民営市民農園への転換を目指すため、平成27年4月より使用料の改定を行った。）	6,000	なし	2回／年 （指定管理者が野菜作り講習会を開催）	
八王子市	8箇所	461区画	10㎡	22ヶ月	年額5,000円 （開設、運営に係る総費用を区画数で除した額の約3分の1を利用者に負担していただいている。）	5,000	なし	なし	利用者マナーに係る苦情（違法駐車、ごみ投棄など） 肥培管理が行き届かない利用者の問題等。
府中市	21箇所	1,436区画	6～18㎡	22ヶ月（4月1日から翌々年の1月末まで）	年額3,300円～9,900円	6,600	水道・ベンチ （道具類は利用者が用意）	講習会・現地指導等	
武蔵村山市	5箇所	277区画	12㎡	22か月 （3月1日から翌々年の1月末日まで。今回は、平成28年3月1日から平成30年1月末日まで。途中利用の時は、その時終了の1月末日まで。）	無料	0	水道 （5箇所中1箇所のみ設置）	なし	利用者マナーに係る苦情（違法駐車、立ち小便、ごみ投棄、盗難、雑草放置、農園用地以外の農道に農具置き去り）や、日照問題がある。自己負担金検討中。 肥培管理の行き届かない利用者の問題がある。 利用者は60歳以上で、市民の方のふれあいを目的としている。
武蔵野市	9箇所	9㎡178区画 12㎡550区画	9㎡、12㎡	22か月 （承認を受けた日以後の最初の4月1日から翌々年の1月末日まで）	年額6,000円（9㎡）、年額8,000円（12㎡）	7,000	水道、トイレ、休憩所、シャベル等、若干の農機具	4月　栽培講習会 6月　栽培コンクール（立毛審査） 11月　農産物品評会市民農園栽培コーナー展示 （4～9月、月1～3回、各農園にてJA青壮年部に委託し、栽培技術指導を実施。（延べ56回））	利用者からは、農機具等の整備要望がある。 利用者マナーに係る苦情（早朝夜間の騒音、違法駐車、喫煙、ごみの不法投棄、他人名義での使用、通路への資材の放置等）がある。 肥培管理の行き届かない利用者の問題がある。 通路の雑草等の整備要望がある。 盗難被害の対策要望がある。
福生市	8箇所	約547区画 （現在の使用者は約521人）	10㎡	2年	年額2,000円	2,000	水道、シャベル等の農機具、休憩所、倉庫 （水道施設は全ての農園に設置　農機具は若干数　休憩所と倉庫各1農園に設置）	なし	
立川市	市民農園…3箇所 （体験型農園…5箇所）	市民農園…258区画 （体験型農園…370区画）	市民農園…10㎡ （体験型農園…30㎡）	市民農園…1年11ヶ月 （体験型農園…約1年）	年額8,000円（市民農園）、年額40,000円（体験型農園）	8,000	（体験型農園…農具等）		市民農園については、所管が産業振興課農業振興係ではなく、福祉総務課生きがいづくり係

合計　225,075
24市　9,378